

仕様書

イノベーション推進部

1. 件名

研究開発型スタートアップ支援事業／NEDO Entrepreneurs Program (NEP) の運營業務（調査研究）

2. 目的

「ベンチャー・チャレンジ2020」（2016年4月 日本経済再生本部決定）では、「日本にもベンチャーエコシステムを確立し、自然発生的にベンチャーが生まれ、育っていく、そしてその好循環が持続する。そうした仕組みの構築を目指さなくてはならない。」とされており、産学官全ての関係機関が「ベンチャーエコシステム」の構築を共通の目標と認識し、その実現を目指すことが重要である。

また、「科学技術イノベーション総合戦略2017」（2017年6月2日閣議決定）では、新規事業に挑戦する中小・ベンチャー企業の創出強化として、「研究開発のスピードアップや新事業及び将来事業の有効な創出の手段として、大企業とベンチャー企業の相互理解を深めることによる連携・交渉の円滑化を図り、人材・技術・資金の好循環を促進する。」とされており、人材・技術・資金の好循環を構築することが求められている。しかしながら、我が国の研究人材の流動性は非常に低く、組織を超えた人材の活躍が一層求められているところである。

そこで、研究機関や企業等に属しながら、技術をベースに起業を視野に入れている人材が、今後、その実行へ移るための活動のアシストを目的として、ハンズオンによる経営のサポートなどの事業化支援を強化していくことが重要となり、その問題意識の下、技術シーズの事業化を支援する総合的な支援体制として研究開発型スタートアップ企業の立ち上げを目指す起業家候補人材等が行うビジネスプランの構築等の事業化可能性の検討に対する支援を行うことを、本事業の目的とする。

これらの背景の中で、NEDOは、技術シーズに基づく起業の創出とその事業加速を目的として「特定の技術シーズを有する研究機関等又は企業に所属する個人、又は自らが特定の技術シーズを有する個人である起業家候補人材（以下「NEタイプA」という。）」や、「特定の技術シーズを基に起業し、設立して間もないシード期前研究開発型スタートアップ（以下「NEタイプB」という。）」に対して、事業開発等の助言を行うカタライザーと共に起業及び事業の加速活動（ビジネスプラン作成、市場調査、試作品設計・製作、資金調達等）を実施するための支援として、研究開発型ベンチャー支援事業／NEDO Entrepreneurs Program (NEP)（以下「NEP」という。）を実施する。

本運營業務では、具体的な支援業務を通じ、最適な個人・起業直後への支援業務のあり方に対する課題抽出・改善の提案を行うものである。

3. NEタイプAへの支援内容

本運營業務では、技術シーズに基づく起業とその事業加速を意図する起業家候補人材の事業加速等に対する支援が求められることから、以下の（1）～（3）を実施する。予定採択数は、増減する場合はあるが、多数の件数対応が必要になることが予想されるため、最小60件／年として提案すること。

（1）採択後から交付決定に至るまでの業務

- ・ NEタイプAに対しては、経理業務に関する委託契約の締結を行う
（補足）

NEタイプAと本運營業務を実行する運営法人は、経理委任等に係る契約を締結し、運営法人は、当該起業家候補人材が円滑に事業化可能性の検討を実施するための経理業務等の支援を行う。

（2）期中の運営管理に関する業務

- ・ 事業者の進捗管理（NEDOが求める月次報告等の収集、助成金の執行状況に対するアラート等）を行う。
- ・ NE タイプAに対しては、助成金の適正使用を目的として、事業者が実施する経理業務に対する支援・管理等を実施する（発注予定の物品等の妥当性の確認、発注や検収状況の管理、NEDOの検査に必要な書類の整備支援等）。なお、事業者が発注する物品等に係る支払は原則本業務の運営管理法人が実施する。さらに必要に応じて、発注から見積り、検収を、一貫して起業家候補人材に代わり行う。必要がある場合は、事業者が購入を必要とする物品等の発注を運営管理法人ができるものとする。また、支払いは各事業者の交付決定された事業期間中に完了することとする。
- ・ 事業者の検査対応に関する支援を行う。
- ・ 事業者向けの研修の実施において会場の確保・設営・周知を行うと共に、運営の内容をNEDOに提案し、開催する。研修内容については起業や事業の加速に資する講義や他機関や民間企業が実施するスタートアップへの支援に関する説明会を実施すること。なお、スタートアップへの支援に関する説明会の実施にあたり、登壇する他機関や民間企業への募集及び必要な出席者への周知も行うものとする。

（3）期末の運営管理に関する業務

- ・ NEDOが実施する確定検査の準備及び検査対応に関する支援を行う。

4. NE タイプBへの支援内容

本運営業務では、研究開発型ベンチャーの事業加速等に対する支援が求められることから、以下（1）～（2）を実施する。予定採択数は、増減する場合はあるが、多数の件数対応が必要になることが予想されるため、最小15件／年として提案すること。

（1）期中の運営管理に関する業務

- ・ 事業者の進捗管理（NEDOが求める月次報告等の収集、助成金の執行状況に対するアラート等）を行う。
- ・ 中間検査及び概算払等に係る書類作成支援（必要書類の提示、各種書類様式に応じた必要情報の指示、記載内容の確認等）を行う。
- ・ 上記2項目に係る付帯業務経理（処理フローの確認（社内規定）及び適切な予算執行に関する助言等）を行う。
- ・ 事業者向けの研修の実施において会場の確保・設営・周知を行うと共に、運営の内容をNEDOに提案し、開催する。研修内容については起業や事業の加速に資する講義や他機関や民間企業が実施するスタートアップへの支援に関する説明会を実施すること。なお、スタートアップへの支援に関する説明会の実施にあたり、登壇する他機関や民間企業への募集及び必要な出席者への周知も行うものとする。

（2）期末の運営管理に関する業務

- ・ 確定検査に係る書類作成支援（必要書類の提示、各種書類様式に応じた必要情報の指示、記載内容の確認等）を行う。

5. NEDO検査業務への支援

- ・ NEDOが中間検査及び確定検査を実施する際に、別途NEDOが指示する内容に従い、その検査に際して事前確認等を実施すること。なお、本業務を実施する担当者として3.及び4.で実施する業務の担当者は分けるものとする。

6. 調査期間

NEDO が指定する日（2020 年度）から 2021 年 12 月 31 日まで

7. 予算額

300 百万円以内

8. 報告書

2020 年度終了時には、中間年報の電子ファイル（PDF ファイル形式）を、2021 年度終了後には成果報告書の電子ファイル（PDF ファイル形式）を CD-R 等の不揮発性媒体に記録し、1 枚を所定の期日までに提出。

※提出方法：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

9. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。